

第2回あま市男女共同参画推進懇話会

日時：平成23年7月20日（水）10時～12時

場所：あま市本庁舎3階市長公室

議事次第

1 あいさつ

- (1) 男女共同社会基本法について
- (2) 他市の男女共同参画推進条例について
- (3) あま市男女共同参画推進条例案について
- (4) その他

出席委員

青木委員、大角委員、太田委員、片岡委員、後藤委員、服部委員、村上委員、渡邊委員、吉川委員、鷺尾委員

事務局

早川企画財政部長、近藤人権推進課長、早川主幹、鶴見課長補佐、大野氏

配布資料

議事次第

男女共同参画社会基本法

県内の男女共同参画推進条例の状況

男女共同参画推進条例比較表

あま市男女共同参画推進条例（案）

男女共同参画推進条例のしくみ

議事録

事務局：[あいさつ]

事務局：座長よりご挨拶をお願いします。

座長：[あいさつ]

事務局：ありがとうございました。続きまして企画財政部長より御挨拶を申し上げますのでよろしくをお願いします。

部長：[あいさつ]

事務局：[審議会等の会議の公開について説明]

議題

(1) 男女共同参画基本法について

座長：それでは議事に入ります。[男女共同参画社会基本法説明]

事務局：[資料1 説明]

(2) 他市の男女共同参画推進条例について

座長：只今は、男女共同参画社会基本法についての説明でしたが、他市の男女共同参画推進条例についてお願いしたいと思います。

委員：その前に男女共同参画基本法について質問してもいいですか。これは第1次ですね。第2次から第3次へと改訂されてきていますよね。その内容を少し説明いただけませんか。

事務局：3次まで改訂されているのは、男女共同参画基本計画で、男女共同参画基本法は変わっていません。例えば第3次計画ではDVが強調される等の改訂がされています。

委員：男女共同参画基本計画が変わっているということですか。

事務局：そうです。

座長：次に、他市の男女共同参画推進条例について説明をお願いします。

事務局：[資料2-1 説明]

座長：ありがとうございました。只今説明いただきましたが、何かご意見ありましたらお願いします。

委員：最近条例を制定されたのは、平成21年度の弥富市ですか。

事務局：そうです。

委員：平成22年度に条例をつくられた自治体はないですか。

事務局：愛知県内ではありません。

委員：他県はどうですか。

事務局：他県ではあるかと思えます。

委員：いくら調べてもキリがないと思いますが、名古屋市は平成14年に条例をつくられています。平成14年というと10年は経っていませんが、すでに一昔前になっています。時代の変化がすごくあると思いますので、最近つくられた条例を把握してもらえると、参考になると思います。やはり一番新しく作られた条例が今を反映しているという捉え方をしたいです。

座長：男女共同参画基本条例をインターネットで検索するとすごくたくさんありまして、全てを見ることはできません。やはり近辺の自治体が参考になっていいのではないのでしょうか。

事務局：地方自治総合研究所のHPで調べると、埼玉県の久喜市が2010年3月23日に、それから加津市が同じく2010年3月23日につくっています。

委員：これが一番最近ですか。1年前ですね。

委員：愛西市や津島市は作っていないのですか。

事務局：そうです。計画は作っていますが、条例制定までは至っていないということです。愛知県下で14市町村が条例を制定し、45市町村が計画を策定しています。

委員：あま市は、計画ではなく、条例を作ろうとしているのですね。

事務局：今年度中に、まずは条例を先行して制定し、計画も作ろうとしています。

委員：先ほどの説明で、条例に入れようとしている項目が挙げられましたが、それをあま市の条例には入れるか入れないかという判断は難しいです。説明を聞くと全部の内容が必要

だと思えます。

事務局：「こんなイメージで、あま市はこう行きますよ」という方向付け、理念、概念を定義づけるのは非常に難しいと思えます。

事務局：どこかを包含して圧縮できるのであれば、それが一番いいのですが、担当課としてはどのようなイメージを持っていますか。

事務局：条例を作るにあたって、できる範囲内の条例にしなければ後で困ってしまうこととなります。課題をある程度把握しておかないと具体的な計画内容の部分を作ることはできません。

事務局：条例は最初に形を作って、肉付けしていくとなると、議会で諮ることになります。当然、今の法律に基づいて施策を展開するために、計画策定は義務付けられていますが、条例制定は義務付けされていません。

理念条例、概念条例で考え方をある程度大まかにまとめて、具体的な事業等は行動計画でローリングしていく形がベストだと思います。このため、条例は、早川主幹が申し上げたようにできる範囲のところで大まかにまとめたいと思えます。

委員：そうですね。条例で縛るか、行動計画へ持って行こうかという判断も出てきます。そういう点では両方一緒に作るということは、ある意味では効果的かもしれません。

事務局：「条例にないからやらないよ」という行政体制ではありません。行動計画の中で記された施策、事業を毎年書き換えて、状況に合った形にしていくこととなります。

委員：毎年書き換えていくのですか？5年後に見直す等になるのですか？

事務局：それぐらいのスパンで見えていくこととなります。例えば総合計画でも基本構想、基本計画、実施計画があります。実施計画は3年～4年でローリングしていきます。男女共同参画基本計画もそのようなイメージで、行政の義務としては毎年進捗を見て、管理します。その後、5年後等に見直しを行います。

委員：条例をつくることにはメリットとデメリットがあると思えます。津島市や愛西市は条例を作っていないのですが、あま市は作ろうとしています。これは良いことだとは思いますが、どのようなメリット、デメリットがあるのでしょうか。

条例に盛り込む施策については、予算に絡むことだと思います。例えば、弥富市は項目が少なく、内容も総論ばかりです。一方、半田市は施策に多くの内容が入っています。実際これを実施しているのかどうかという情報は入っていますか？

事務局：計画は作っても条例には至っていないという市町村もあります。ある程度時間を持って慎重に進めることができれば、計画に入れる項目を検討しながら条例の内容に反映させることができます。条例は作ったけれど計画では何もやっていないといったことがあるといけないと考えています。

愛知県では毎年、計画を作った市町村、条例を施行した市町村の一覧表を作られます。早く作っているところもありますし、慎重に進めているところもあります。後から作る場所は先行している自治体の情報を得ながら作ることができます。本市の場合、計画と条例を並行して作るので、ある程度内容はマッチしてくると思えます。

委員：条例を制定しているのは、愛知県では14市町村です。全国的にみると高い比率なのでしょうか。

事務局：愛知県はまあまあだと思います。県は「計画を早く作るように」という指導をしていますが、「条例まで作れ」とまでは言っていません。

委員：確かに条例となると、縛りは強くなりますね。

委員：国や県といった上級官庁は進行管理をされるわけですから、それに対する住民批判は出てくるとは思います。だから、施策をきちんと固めなければ、進まないと思います。計画倒れになると住民から批判が出ると思います。

委員：慎重論で行くならば行動計画で止めておくということもありますが、条例をつくってあま市は先頭を切ろうということです。都市部では様々な苦情が出ている状況はありますね。

委員：大きな市になると批判もあるので、きめ細かくやらないといけませんね。

委員：そういう厳しい状況は、あま市にもないとは言えないですね。

座長：いろいろご意見はありますが、市長さんも前向きにこれを検討してほしいということでしますのでお願いします。

事務局：甚目寺町が人権に関しては先進町でした。その中の項目で男女共同参画に関しては課題でありました。近隣の市町村の状況からすると策定して2年目で本当に大丈夫かという部分も実際にあります。覚悟を持って前向きに取り組んでいきたいと思っています。男女共同参画については、日本社会ではなかなか難しい状況なので、それを体制としても施策としても進めていきたいと思っています。

(3) あま市男女共同参画推進条例案について

座長：いろいろとご意見はありますが、次に進めさせていただきます。あま市男女共同参画条例案について事務局から説明をお願いします。

事務局：[資料3説明]

座長：今事務局の方から前文についてご提案がありましたが、何かご意見ありますでしょうか。

委員：資料を渡されてすぐに意見を出すことは難しいと思います。次回まで時間をいただきたい。できれば事前に3、4日前に、資料を送っていただきたい。

委員：これは予定している内容の全体を網羅しているということでしょうか。これが足りない、あれが足りないということは、今後私たちが考えるということですね？

事務局：資料3の右下にある基本的施策の柱、実際に今回意識調査を行いまして、いろんなことが出てきたかと思っています。その内容をここにきちんとうたえばある程度のものができると思います。

委員：まず名称を考えるということですが、名称は決まっているのですか？

事務局：「男女共同参画社会実現」や「まちづくり」等を付け加えて考えられればよいと思います。

委員：プラスアルファのことを入れてかっこよくしようよと、発展性のある言葉にしようということですか。

事務局：そうです。

委員：他の市町の例もちょっと参考になるのではないかとということで、「男女が輝く」という言葉が入っている条例もあります。

事務局：「男女がともに輝く 21 世紀のまちづくり条例」といった表現があります。

委員：それはいいですね。できれば参考になる資料を提供していただきたい。

最近の動きをみると「男女共同参画」は定番の言葉ですが、鹿児島かどこかで「男女共同参画課」だったのが「男女参画課」、「共同」という言葉を取るという動きがあると聞きました。どういう意味なのでしょう。

委員：国の基本法自体が男女共同参画基本法ですから、それに習った形が多くなるのは当然だと思います。

委員：国の示す言葉、やっていることにクレームをつける人がいるのです。国がやっていることは全て正しいとは限らないという発想なのでしょう。

事務局：ポリシーがどこにあるのかということだと思います。

事務局：「共同」がなくなれば、その根拠や理由が必要になってきます。それが納得できるものであれば「そうなのか」となるし、単に他市町でやっているだけではダメです。

委員：前文であま市の特徴を入れたいと思います。例えば北名古屋市の「健康快適都市を目指す私たちのまち北名古屋市」とあります。あま市では「共創都市」の理念を交えて表現できるといいと思います。

事務局：合併協議会の総合計画でキャッチフレーズがあります。あと、今年度総合計画を策定するので方向性は一緒になると思います。

委員：総合計画策定と男女共同参画の条例と計画策定は同時進行です。同時進行で行くのはある意味ではいいかもしれませんが、お互いに反映しあうということが必要です。情報提供しながらきちんと入れこんでいかなければいけないと思います。

委員：男女共同参画の基本的な部分で話は進んでいますが、男女共同参画に関してあま市の現状はどうなのか、そういった現状認識を十分にしてお文を活かしたいと思います。他の市町村と比べてどうかというそういうデータはないですか？

事務局：データについては人権関係の市民意識調査の中で男女共同参画の意識調査を行っております。「古いしきたり」等については意識差があり、課題の一部かなと思っています。

委員：男女共同参画について、あま市として何が一番問題なのかという実態が把握されて初めて足りないものを補っていくために条例を作っていくこととなります。実態は他市町村や全国と比較しないと見えてこない部分があると思います。

委員：いろいろな項目にしても数値化したものがあると理解しやすいと思います。

事務局：行政分野だけですが、男女共同参画の実態について調査がされています。資料があれば次回提出します。

座長：行政の分野でも男女格差があって、審議会でも何でも女性の参加が少ないのです。だからある程度までのレベルにしなさいと国の方は言っています。

委員：今第 3 次計画はいつ策定されたものですか。

事務局：第 3 次の閣議決定が平成 22 年 12 月 11 日にされています。

委員：ガイドラインと実態を比較していただくと、取り組む内容が具体的に見えてくると思います。

事務局：参考までに国の男女共同参画基本計画の第 2 次計画では 42 項目だったのが、第 3 次計画では 82 項目と 2 倍近くまで増えているので、やはり計画が進むことで項目が追加、

追加と増えてくるのが現状です。

今後ご意見だけいただければそれなりに修正して、対応したいと思います。

委員：私は男女共同参画は、世界の国々の状況というものも参考にするのも一つの方法だと思います。

現実的には国内でアンケートでもわかりますように、全国平均とか愛知県のデータ、あま市のデータが出ておりますが、依然として男性と女性の間には、共同や平等の意識がないように思います。

例えば女性自身にしても、家庭生活を中心にしている方もずいぶん多いようですし、男性にしても職場は男と思っている方が多いように思います。

基本的な概念、理念を変えていくことは非常に難しいことだと思います。ですが、日本だけでなく外国ではどうなっているかという情報が入ってくれば、それも一つの目標にしてもいいのではないかと思います。国内だけだと「みんなそう思っている」、「愛知県のデータではそうなってるのでいいじゃないか」、「全国平均でそうでいいじゃないか」と妥協することがありますが、先進国の状況で見ますと、かなり違うと思います。

それらの具体的な情報も得て、条例や実施計画で反映させて、「あま市ではこうなっている」、「愛知県ではこうなっている」、「日本でこうなっている」けれども基本的にはこういうものを目指さないといけないよということが出てくると思います。変な所で妥協せずにできるのではないかと私は思います。

国際的な協調ということが書いてありますが、あま市では国際的な関係は何も持っておりません。しかし、市内には外国人の方がたくさん住んでおられます。住んでいる外国人にも視点を移してそういう方も意識しながら、同じあま市の市民ですから、意見を取り入れれば、あま市独特の条例及び実施計画ができるのではないかなと思います。

委員：作るからには最先端のものを作りたいということですね。例えば育児休業は男性も取得することができますが、男性の取得率は世界的に見たら低いです。スウェーデン、デンマーク、スペインは50%を超えるのではないのでしょうか。これが国際的なレベルです。そこを考えていけるような条例制定をしていきたいということです。

委員：アメリカの人の家庭生活を見ても、そんなことまでするのかと思うくらい男性の役割はずいぶん多いのです。中国でも男性が炊事場に入ることもあります。男女とも当然と思っていることがあります。

すぐにはできないとしても、そういうものがあるということを先に見ながら進むことも大切です。例えば、喋る場、シンポジウム等を開催すればいろいろな意見が出てくるかもしれないと思います。

委員：性別の固定的役割の見方や考え方がまだ日本は強いのかなと思います。その辺りをやっぱり変えなければいけないと思います。

委員：歴史と伝統を踏まえて日本文化があるわけですから、そういったものを尊重していくべきですが、現実として、基本的には男女でシェアをしていくということですね。

座長：他にご意見はないでしょうか。

続きまして、次に条例の名称は「あま市男女共同参画推進条例」となっておりますが、再度お聞きしたいと思います。

事務局：先ほどもご意見いただきました名称の事例については次回までに資料を作成します。

座長：本日は総則については承認をいただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひします。

事務局：〔あま市男女共同参画推進条例（案）第1章総則説明〕

9条以降は次回に持ち越しさせていただきます。

また、来月からワークショップを開催する予定にしています。現在、一般公募の方が2名参加のみの寂しい状況です。委員のお友達などでご協力いただける方がいらっしゃいましたら、声をかけていただけるようお願いいたします。開催は平日午後を予定しておりますので、仕事をされている方の参加は難しいとは思いますが、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

委員：日にちは決まっていますか。

事務局：まだですが、平日午後を予定しております。

委員：一般的な条例を我々で作るよりも理想的にはあま市の課題が出てくるような、全部は無理ですが、そういうのが例えば私はきちんとまだ読ませていただいてないですが、前回、意識調査の資料をいただきました。「あま市の男女共同参画に関する市民意識調査」の資料の中で、職場に関することや市議会や集会に関することについては、内閣府の全国調査と若干違いが出ています。

例えば、「しきたりや習慣」は全国では7割ぐらいが男性優遇ととらえています。かたやあま市は6割とあまり男性優遇と思いません。家庭生活でも若干違いが出てきています。なぜあま市の方はそうとらえているのかという地域性がちょっとでも出てきたら良いかなと思いました。

この資料を見ていると結構きちんとやってみるので、この結果を活かせたらと思います。膨大な資料で、まだ私はよく見ていないのであまり詳しくは言えないですが、結構違いが出てるのかなと思いました。

座長：みなさん積極的にそういうご意見をお願いします。行動に移されるともっと違うと思います。

委員：実際やろうとすると全国的な傾向と一緒にだからこれは書けないというふうに現実はあるかもしれませんが。

委員：条例ができると意識が変わるということは魅力かもしれません。意識を変えるために条例を作るということもあるならば、大事だと思います。

私は人権擁護委員をさせてもらっていて、役員構成の30%を女性にするという縛りがあります。これまでは、比率的に女性が少なく、理事会でも男性優位で80~90%を占めていました。これでは国が出している役員の女性比率の到達目標を達成できません。今年から県の会議への役員の参加には「必ず女性を出席させて下さい」ということでした。その結果、女性比率30%は達成されました。そういう現実があり、すごく変わってきたなと感じました。

今回条例を作ることによってあま市自身もそういった縛りができると、あまりにも男性優位な部分が変わらざるを得ないと思います。

座長：ありがとうございました。そういった条例ができると私たちも行きやすくなると思いま

す。女性も声がかかってもなかなか出られないということがあります。積極的に手を挙げて前へ出ていきなさいと言われてはいますが難しいのです。

委員：それは家庭的なこともありますね。

座長：そうですね。

委員：そういった縛りがどうしても続いてしまっています。その縛りを変えていかないと変わっていかないと思います。だから、男性は職場、女性は家庭という縛りから変えていかないと変わっていきません。こういった会議に出るにも、女性は一步引いてしまう現状もあると思います。

事務局：そういった状況がだんだんとなくなっているのは事実です。

委員：まだまだ残っています。

事務局：そういったのをどんどん変えていかないといけないと思います。

委員：家庭もですが、企業や事業者の責務が結構大きいのではないのでしょうか。

委員：女性が出られる環境づくりを行政がしなければなかなか出られないと思います。

座長：今若い世代の夫婦は子どもが産まれる前に、男性も女性もおしめを変える等の講習を受けて、実際に取組みます。

委員：社会もそうするために、企業から何かしないといけないと思います。

座長：家庭の中でも意識を変えて、それが当たり前という設定の中で社会を作っていくのが私たちの仕事じゃないかなと思います。

委員：本当にそうだと思います。意識を変えなければ、女性比率を30%という目標はなかなか達成できないと思います。

座長：参加はできても参画というのは難しい。参画をするにはそれなりに自分たちも勉強しなくてははいけません。

いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。前向きに進めていきたいと思えます。

それでは次回の日程を決めさせていただきます。17日はいかがですか？

委員（全員）：異議なし。

座長：第3回の懇話会は8月17日10時よりということで開催いたしますのでよろしくお願い致します。それではこれで第2回男女共同参画推進懇話会を終了します。本日はありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。それでは最後になりますが、企画財政部長より御挨拶させていただきます。

事務局：長時間に渡り、ご審議いただきましてありがとうございます。ご意見の中でいろいろな宿題が事務局にあたえられておりますし、事務局にも優しい言葉をいろいろいただきました。

委員の皆さまから積極的にこういうふうにしていきたいとご提言をいただいて、作っていく条例にしたいと思えます。

今回初めて担当の方から条例案をお示ししたわけですが、当然まだまだご論議いただく部分があると思えます。次回の日程までに時間を見つけて条例案を見ていただいて、ご意見をいただきたいと思えます。

また委員からは次回の資料等の事前の配布や参考資料をというご意見もございましたので、事務局も忘れることなく準備をさせていただきます。また、次回の審議をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。